犯罪被害により親族を亡くされた遺児の方へ
～愛知県犯罪被害遺児支援金制度の御案内～

殺人など故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺児の方に対して、経済的負担の軽減を図るための支援金を給付します。

①対象となる犯罪被害

日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（過失犯を除く）

犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュっとちゃん」

②給付対象者

次に該当する犯罪被害遺児※に対して、申請のあった年度につき１回限り支援金を給付します。

○毎年、基準日（５月５日）時点において、愛知県内に住所を有していること

※「犯罪被害遺児」とは、犯罪被害により、それまで生計をともにしていた親等の一方又は双方を失った者で、義務教育終了までの者及び高等学校在学中の者（満２０歳以上の者を除く）をいいます。

③給付額

○乳幼児及び小学校児童　１人につき　１万５千円

○中学校生徒　１人につき　２万円

○高等学校生徒　１人につき　２万５千円

④給付がされない場合

○犯罪被害遺児となった後、基準日時点において養子縁組をしている場合

○犯罪被害遺児となった後、基準日時点において父又は母が再婚しており、犯罪被害遺児と生計をともにしている場合

⑤支援金の申請者

支援金の申請者は犯罪被害遺児の現在の保護者とします。

（注）保護者とは、犯罪被害遺児の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、犯罪被害遺児を現に監護する者又は、犯罪被害遺児の親族（愛知県ファミリーシップ宣誓制度及び他の地方公共団体における同様の制度に基づくファミリーシップの関係にある者を含む。）で、社会通念上、犯罪被害遺児を保護する責任がある者をいいます。

⑥申請に必要な書類

○愛知県犯罪被害遺児支援金給付申請書
○犯罪被害遺児が基準日時点において、愛知県内に住所を有している者又は居住している者であることを証明する書類
○申請者が犯罪被害遺児の現在の保護者である事が確認できる書類
○犯罪被害遺児の在学証明書
※　申請様式及び申請に必要な添付書類について、詳しくは愛知県のホームページを御確認ください。

⑦給付決定の取り消し・支援金の返還

○給付決定後、給付を受ける資格がないと判明したとき、偽りその他不正の手段によって給付決定を受けたと認めたときは、給付決定が取り消されます。
○給付決定が取り消された場合、既に支援金が給付されていたときは、返還しなければなりません。

⑧申請方法・申請期間

（申請方法）申請窓口宛て郵送又は直接御持参ください。
（申請期間）支援金給付年度の５月５日から２月末日まで

＜申請窓口＞愛知県犯罪被害者等のための総合的対応窓口
（愛知県防災安全局県民安全課内）
〒４６０－８５０１　名古屋市中区三の丸三丁目１番２号
TEL　０５２－９５４－７５４５
※午前９時から午後５時 15 分まで
月～金（祝休日・年末年始は除く）